

クリックすると各ページが開きます。

[『給水装置工事技術指針2020』初版発売後に判明した修正事項一覧表](#)

※令和2年4月の初版販売開始後に判明した修正事項です。

[『給水装置工事技術指針2020』二刷に反映した修正事項一覧表](#)

※その後誤りが判明し、令和3年3月の二刷に反映した修正事項です。

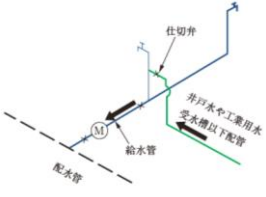
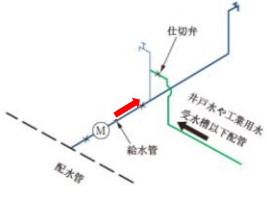
[『給水装置工事技術指針2020』三刷に反映した修正事項一覧表](#)

※その後誤りが判明し、令和5年4月の三刷に反映した修正事項です。

[『給水装置工事技術指針2020』四刷に反映した修正事項一覧表](#)

※その後誤りが判明し、令和6年1月の四刷に反映した修正事項です。

掲載箇所	誤	正
総目次、資料編	16 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準（抄）	16 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める性
32頁、下から15行目	給水水装置	給水装置
34頁、上から22～24行目	法第25条の3第1項第3号イの厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 1 精神の機能の障害により・・・できない者	法第25条の3第1項第3号イの厚生労働省令で定める者は、 精神の機能の障害により・・・できない者とする。
54頁、下から2行目	管理基準	設備基準
54頁、下から1～2行目	建築基準法施行令第129条の2の5	建築基準法施行令第129条の2の 4
58頁、表3-1-1	波状ステンレス鋼鋼管	波状ステンレス 鋼管
59頁、上から16行目	給水用ライニング鋼管	給水用 ライニング 鋼管
64頁、下から9行目	接合形式は、GX形、NS形、K形、T形、フランジ形等多種類…	接合形式は、GX形、NS形、 S50形 、K形、T形、フランジ形等多種類…
64頁、下から8行目	メカニカル継手（GX形異形管、K形）	メカニカル継手（GX形異形管、 S50形 、K形）
64頁、下から5行目	規格は以下4種類である。	規格は以下 5 種類である。
64頁、下から1行目	記載漏れ	・JDKPA G 1052:2015（S50形ダクタイル鋳鉄管）
64頁、図3-2-11	記載漏れ	 （e）S50形
70頁、下から4～5行目	管の柔軟性に加え、災害現場や泥濘地においても施工可能なメカニカル継手や電気融着等により管と継手が一体化し、地震、地盤変動等に適應できる。また、軽量で取扱いが容易である。	管の柔軟性に加え、 電気融着等により管と継手が一体化し、地震、地盤変動等に適應できる。また、災害現場や泥濘地においても施工可能なメカニカル継手もあり、軽量で取扱いが容易である。
76頁、下から3行目	図3-3-2	図3-3- 3
77頁、キャプション	図3-3-2（a）	図3-3-2 （2）
77頁、キャプション	図3-3-2（b）	図3-3-2 （3）
77頁、下から3行目	図3-3-3（a）参照	図3-3-3 （1） （a）参照
77頁、下から2行目	図3-3-3（b）参照	図3-3-3 （2） （b）参照
77頁、下から2行目	図3-3-3（c）参照	図3-3-3 （2） （c）参照
87頁、図3-3-17（2）	（1）小便器用止水栓	（1）小便器用 洗浄栓
137頁、表3-5-1 故障 下から3段目	キャップナット部から浸水	キャップナット部から の水漏れ
137頁、表3-5-1 原因 下から3段目	キャップナット部パッキン	キャップナット 内部 パッキン
137頁、表3-5-1 対策 下から3段目	グランドパッキン	キャップナット内部パッキン
137頁、表3-5-1 原因 下から1段目	便座	弁座
137頁、図3-5-1		
138頁、図3-5-2	図3-5-2 水栓故障	図3-5-2 水栓故障 （表3-5-1 水栓の故障と対策 参照）
143頁、表3-5-6	副弁の故障 複弁の故障	副弁 （ボールタップ） の故障 副弁 （ボールタップ） の故障
143頁、表3-5-7	副弁の故障	副弁 （ボールタップ） の故障
144頁、上から3行目	図3-3-57（b）参照	図3-3- 58 （b）参照
146頁、下から4行目	代わるべき者	代る べき者
148頁、表4-1-2	建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法	建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を 定める性
161頁、上から11～12行目	給水装置の構造及び材質の基準	給水装置の構造及び材質の基準 に関する省令
162頁、上から3～4行目	有機溶剤等に侵されやすい	有機溶剤等が 浸透したり、侵される材質もある

掲載箇所	誤	正																																								
166頁、図4-3-2 (e)	陰極部[自然電位-0.2V] 陽極部(侵食部)[自然電位-0.5V]	陰極部[自然電位 <u>真</u>] 陽極部(侵食部)[自然電位 <u>卑</u>]																																								
171頁、図4-3-8																																										
171頁、下から7行目	井戸配管	井戸 <u>水</u> 配管																																								
172頁、下から3～4行目	(条文全文は4.2.4 逆流防止性能基準を参照)。	(条文全文は資料編4 給水装置の構造及び材質の基準に関する <u>省令</u> を参照)。																																								
180頁、上から7行目	4. 不凍水栓類	4. <u>不凍栓類</u>																																								
192頁、上から13行目	全閉状態	<u>全開</u> 状態																																								
197頁、上から6行目	サドル付分水栓穿孔5.1.3 1.1 (1)と同様に行う。	サドル付分水栓穿孔5.1.3 1. <u>1)</u> (1)と同様に行う。																																								
201頁、解説 上から1行目	第11条の3第2項ロ	第11条の3 <u>第1項第2号</u> ロ																																								
203頁、下から14行目	専有物	<u>占用物件</u>																																								
211頁、上から5行目	資料編11 建設工事公衆災害防止対策要綱 土木工事編	資料編11 建設工事公衆災害防止対策要綱 土木工事編 (<u>抄</u>)																																								
230頁、上から1～2行目	図5-1-32	図5-1- <u>33</u>																																								
230頁、図5-1-33	図5-1-33 軟質銅管の曲げ半径例	図5-1-33 <u>銅管の曲げ半径例</u>																																								
230頁、図5-1-33	<table border="1"> <thead> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>曲げ半径 R(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td> <td>55 以上</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>80 以上</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>150 以上</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>250 以上</td> </tr> </tbody> </table>	口径 (mm)	曲げ半径 R(mm)	10	55 以上	13	80 以上	20	150 以上	25	250 以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">口径(mm)</th> <th colspan="2">曲げ半径(cm)</th> </tr> <tr> <th>専用パイプベンダー</th> <th>スプリングベンダー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td> <td>55以上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>80以上</td> <td>外径の5倍以上</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>150以上</td> <td>外径の10倍以上</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>250以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	口径(mm)	曲げ半径(cm)		専用パイプベンダー	スプリングベンダー	10	55以上	—	13	80以上	外径の5倍以上	20	150以上	外径の10倍以上	25	250以上	—													
口径 (mm)	曲げ半径 R(mm)																																									
10	55 以上																																									
13	80 以上																																									
20	150 以上																																									
25	250 以上																																									
口径(mm)	曲げ半径(cm)																																									
	専用パイプベンダー	スプリングベンダー																																								
10	55以上	—																																								
13	80以上	外径の5倍以上																																								
20	150以上	外径の10倍以上																																								
25	250以上	—																																								
230頁、図5-1-35	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">口径 (mm)</th> <th>長尺管の場合</th> <th>5m管+継手の場合</th> </tr> <tr> <th colspan="2">曲げ半径 R (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>84 以上</td> <td>203 以上</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>102 以上</td> <td>255 以上</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>126 以上</td> <td>315 以上</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>144 以上</td> <td>360 以上</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>500 以上</td> <td>450 以上</td> </tr> </tbody> </table>	口径 (mm)	長尺管の場合	5m管+継手の場合	曲げ半径 R (cm)		20	84 以上	203 以上	25	102 以上	255 以上	30	126 以上	315 以上	40	144 以上	360 以上	50	500 以上	450 以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">口径 (mm)</th> <th>長尺管の場合</th> <th>5m管+継手の場合</th> </tr> <tr> <th colspan="2">曲げ半径 R (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td><u>81</u> 以上</td> <td>203 以上</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>102 以上</td> <td>255 以上</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>126 以上</td> <td>315 以上</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>144 以上</td> <td>360 以上</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td><u>180</u> 以上</td> <td>450 以上</td> </tr> </tbody> </table>	口径 (mm)	長尺管の場合	5m管+継手の場合	曲げ半径 R (cm)		20	<u>81</u> 以上	203 以上	25	102 以上	255 以上	30	126 以上	315 以上	40	144 以上	360 以上	50	<u>180</u> 以上	450 以上
口径 (mm)	長尺管の場合		5m管+継手の場合																																							
	曲げ半径 R (cm)																																									
20	84 以上	203 以上																																								
25	102 以上	255 以上																																								
30	126 以上	315 以上																																								
40	144 以上	360 以上																																								
50	500 以上	450 以上																																								
口径 (mm)	長尺管の場合	5m管+継手の場合																																								
	曲げ半径 R (cm)																																									
20	<u>81</u> 以上	203 以上																																								
25	102 以上	255 以上																																								
30	126 以上	315 以上																																								
40	144 以上	360 以上																																								
50	<u>180</u> 以上	450 以上																																								
245頁、下から5行目	最終改正：平成30年7月25日	最終改正： <u>令和元年6月14日</u>																																								
246頁、上から1行目	9年間	<u>10</u> 年間																																								
246頁、上から2行目	年平均約14件	年平均約 <u>13</u> 件																																								
253頁、上から5行目	図6-3-1、6-3-2	図6- <u>2</u> -1、6- <u>2</u> -2は・・・																																								
262頁、図7-1-2	サドル付水栓	サドル付 <u>分</u> 水栓																																								
277頁、上から1行目	$h = \left[h = 0.0126 + \frac{0.01739 - 0.1087D}{\sqrt{V}} \right] \cdot \frac{L}{D} \cdot \frac{V^2}{2g}$	$h = \left[0.0126 + \frac{0.01739 - 0.1087D}{\sqrt{V}} \right] \cdot \frac{L}{D} \cdot \frac{V^2}{2g}$																																								
279頁、上から7行目	$h = 100\text{m} \Rightarrow 1000 \times 9.8 \times 100 = 9.8 \times 10^5 \text{Pa} = 980 \text{kPa} = 0.98 \text{MPa}$	$h = 100\text{m} \Rightarrow 1000 \times 9.8 \times 100 = 9.8 \times 10^4 \text{Pa} = 980 \text{kPa} = 0.98 \text{MPa}$																																								
281頁、(5) 口径決定計算の表	所要水	所要水 <u>頭</u>																																								
283頁、(4) 口径決定計算の表	流	<u>流量</u>																																								
284頁、下から4行目	1. 1 直結式給水の計画使用水量	<u>1.</u> 直結式給水の計画使用水量																																								
285頁、(4) 口径決定計算の表	流	<u>流量</u>																																								
286頁、(4) 口径決定計算の表	流	<u>流量</u>																																								
288頁、(4) 口径決定計算の表	流	<u>流量</u>																																								

目次へ戻る

『給水装置工事技術指針2020』初版発売後に判明した修正事項一覧表 2020.4.1

掲載箇所	誤	正																				
288頁、(4)口径決定計算の表及び本文の上から1行目	<p>A～G間の所要水頭$2.10\text{m} < C \sim G$間の所要水頭3.70m。よってG点の所要水頭は3.70mとなる。</p> <table border="1"> <tr> <td>給水栓C</td> <td>20</td> <td>13</td> <td colspan="2">給水用具の損失水頭</td> </tr> <tr> <td>給水管C～G間</td> <td>20</td> <td>13</td> <td>600</td> <td>1.0</td> </tr> </table>	給水栓C	20	13	給水用具の損失水頭		給水管C～G間	20	13	600	1.0	<table border="1"> <tr> <td>給水栓C</td> <td>20</td> <td>13</td> <td colspan="2">給水用具の損失水頭</td> </tr> <tr> <td>給水管C～G間</td> <td>20</td> <td>13</td> <td>600</td> <td>1.0</td> </tr> </table> <p>A～G間の所要水頭$2.10\text{m} < C \sim G$間の所要水頭3.70m。よってG点の所要水頭は3.70mとなる。</p>	給水栓C	20	13	給水用具の損失水頭		給水管C～G間	20	13	600	1.0
給水栓C	20	13	給水用具の損失水頭																			
給水管C～G間	20	13	600	1.0																		
給水栓C	20	13	給水用具の損失水頭																			
給水管C～G間	20	13	600	1.0																		
298頁、上から16行目	第25条の9	法第25条の9																				
298頁、下から11行目	法第36条第1項第2号	法施行規則第36条第1項第2号																				
298頁、下から8行目	法第13条	法施行規則第13条																				
303頁、下から10行目	第13条	法施行規則第13条																				
303頁、下から9行目	次の各号に掲げる事項(省略)	次の各号に掲げる事項																				
309頁、表8-2-1(2)(注2)	平成13年4月3日国総建第97条	平成13年4月3日国総建第97号																				
309頁、下から3～2行目	第26条の7第1項2号ロ	第26条の7第1項第2号ロ																				
314頁、図8-2-2																						
317頁、下から12行目	第112条第19項	第112条第20項																				
317頁、下から1行目	第112条第1項若しくは第3項から第5項まで、同条第6項(同条第7項の規定…)	第112条第1項若しくは第4項から第6項まで、同条第7項(同条第8項の規定…)																				
318頁、上から1行目	同条第8項	同条第9項																				
318頁、上から2行目	同条第9項(同条第7項の規定…)	同条第10項(同条第8項の規定…)																				
318頁、上から3行目	同条第8項	同条第9項																				
318頁、上から4行目	同条第17項	同条第18項																				
320頁、上から1行目	3. 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造方法を定める件	3. <u>建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件(抄)</u>																				
323頁、下から3～2行目	水道法規則第17条第3号	水道法施行規則第17条第3号																				
324頁、下から18行目	(雑用水に関する衛生上必要な措置)	(雑用水に関する衛生上必要な措置)																				
資料編目次	16 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準(抄)	16 <u>建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件</u>																				
359頁、下から6行目	第25条の18第1	第25条の18第1項																				
368頁、上から13行目	異議申立て	審査請求																				
373頁、上から3行目	最終改正：平成31年4月17日政令第154号	最終改正：令和元年12月13日政令第183号																				
375頁、下から19行目	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律																				
398頁、上から6行目	令第7条第3号ハ	令第9条第3号ハ																				
399頁、下から2行目	法第25条の3第1項第3号イからホ	法第25条の3第1項第3号イから△																				
400頁、上から16行目	第20条の2 法第25条の…	<u>(厚生労働省令で定める者)</u> 第20条の2 法第25条の…																				
402頁、上から19～20行目	法第25条の3第1項第3号イからホ	法第25条の3第1項第3号イから△																				
406頁、上から19行目	法第28条第1項	法第28条第2項																				
415頁、上から4行目	第6条	第6条第2項																				
435頁、上から6行目	除々に	徐々に																				
436頁、上から3行目	水質性能	浸出性能																				
436頁、表第2条性能基準 上から4行目	参考編4	資料編4																				
437頁、表第5条性能基準 上から18行目	参考編4	資料編4																				
437頁、表第5条給水装置システムの基準 上から8行目	参考編4	資料編4																				
437頁、表第5条給水装置システムの基準 上から12～13行目	参考編4	資料編4																				
438頁、上から5行目	厚生省生活衛生局水道環境衛生部水道整備課長通知	厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知																				

『給水装置工事技術指針2020』初版発売後に判明した修正事項一覧表 2020.4.1

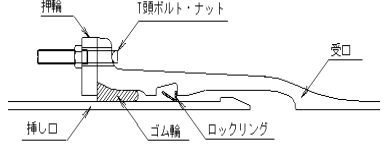
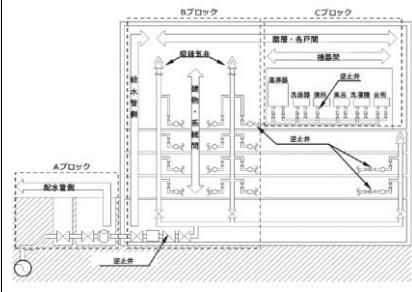
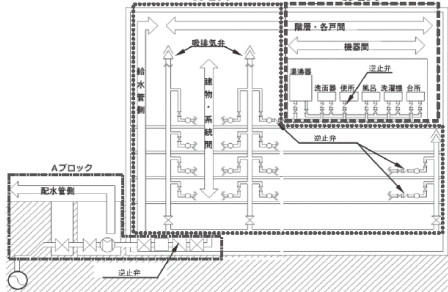
掲載箇所	誤	正
438頁、下から2行目	1) 貯湯湯沸器等、2) Oリング等	(1) 貯湯湯沸器等、(2) Oリング等
444頁、上から13行目	1. 逆流防止性能基準	1) 逆流防止性能基準
445頁、上から7行目	2. 負圧破壊性能基準	2) 負圧破壊性能基準
454頁、1行目	2. 継手	2. 継手(ステンレス継手エルボー)
456頁、上から16行目	1) 継手類	1) 管、継手類
458頁、4) 湯沸器類 下から2段目	貯湯湯沸器	貯蔵湯沸器
460頁、表 種別 上から1段目	事務連絡	課長通知
460頁、表 文書の概要 上から1段目 上から4行目	業務	給水装置工事の事業
460頁、表 文書の概要 上から3段目 上から3行目	指定給水装置工事事業者制度の改善を図るために水道法が改正され、	水道法が改正され、
463頁、表 文書の概要 上から3段目 上から3行目	0.01mg/l	0.01mg/l以下
463頁、表 文書の概要 下から2段目 上から2～3行目	各構成労働大臣認可水道事業者	各厚生労働大臣認可水道事業者
464頁、表 文書の概要 上から2段目 上から2行目	上記部長通知	下記部長通知
473頁、下から19行目	十三 工事目的物の瑕疵を	十三 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を
476頁、上から19行目	第24条の7	第24条の8
476頁、下から9行目	(建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保)	(施工技術の確保に関する建設業者等の責務)
484頁、上から3行目	最終改正：令和元年9月6日公布(令和元年政令第91号)	最終改正：令和元年12月13日公布(令和元年政令第183号)
488頁、下から1行目	作業場において、建設機械、材料の仮置き	作業場においては、建設機械、材料等の仮置き
489頁、下から7行目	安産巡視	安全巡視
508頁、上から3行目	最終改正：令和元年6月14日法律第37号)	最終改正：令和元年6月14日法律第37号に一部加筆
509頁、上から3行目	最終改正：令和元年9月6日政令第91号	最終改正：令和元年12月11日政令第181号
509頁、下から18行目	第112条第19項	第112条第20項
509頁、下から7行目	第112条第1項若しくは第3項から第5項まで、同条第6項(同条第7項の規定…)	第112条第1項若しくは第4項から第6項まで、同条第7項(同条第8項の規定…)
509頁、下から6行目	同条第8項	同条第9項
509頁、下から5行目	同条第9項(同条第7項の規定…)	同条第10項(同条第8項の規定…)
509頁、下から4行目	同条第8項	同条第9項
509頁、下から3行目	同条第17項	同条第18項
511頁、上から1～2行目	16 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準(抄)	16 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める性
511～513頁、インデックス	16 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準(抄)	16 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める性
512頁、上から1行目	給水タンク等の底が…	(1) 給水タンク等の底が…
512頁、下から9～10行目	ホへ 容易に掃除ができる構造とすること。	ホ 容易に掃除ができる構造とすること。
526頁、上から3行目	最終改正：平成29年9月1日政令第232号	最終改正：令和元年12月13日政令第183号

[目次へ戻る](#)

『給水装置工事技術指針2020』二刷に反映した修正事項一覧表 2021.3.1

No	編	掲載箇所	誤	正
1	総目次及び資料編目次	※部	※法令等は令和2年3月末時点・・・	※法令等は令和2年12月末時点・・・
2	用語の定義	右頁 1行目に挿入	記載無し	給水管及び給水用具の性能基準「給水管及び給水用具の性能基準」（以下「性能基準」という。）は基準省令に定められた、個々の給水管及び給水用具が満たすべき性能及びその定量的な判断基準である。
3	用語の定義	右頁 12行目	水道水質基準 水道法第4条に基づき、・・・水質管理目標値が27項目、今後、・・・要検討項目45項目が定められている。	水道水質基準 水道法第4条に基づき、・・・水質管理目標設定項目が27項目、今後、・・・要検討項目45項目が定められている。
4	1	20頁 表1-3-1	38 塩素イオン	38 塩化物イオン
5	1	23頁 25行目	有効塩素濃度が5～12%の淡黄色液体である。	有効塩素濃度が5～12%程度の淡黄色液体である。
6	2	54頁 27、30行目	・・・1年以内ごとに1回定期に・・・	・・・毎年1回以上定期に・・・
7	3	58頁 表3-3-1 125頁 1行目 125頁 参考文献・URL及び出典 333頁 索引	記載無し	ストレーナの追加 ①表3-3-1のその他の給水用具、索引に追加 ②3-3-15のその他の給水用具に7.ストレーナを追記 7. ストレーナ ストレーナ(図3-3-87 参照)は、流体中の異物やゴミをろするスクリーンを内蔵し、そのスクリーン内に溜まった異物やゴミを、ストレーナ本体が配管に接続されたままの状態、で、排除・清掃できる構造になっている。 
8	3	63頁 8行目	引張強さが比較的大きく	鋼は引張強度に優れ、材質により硬質・軟質2種類あり
9	3	104頁 6行目	危険度が低いものでの逆圧・負圧による	危険度が低い条件下での負圧による
10	3	105頁 2行目	サイホン作用	サイホン現象
11	3	105頁 7行目	逆サイホン作用	サイホン現象による逆流
12	3	106頁 3行目	及び立て空気弁がある	がある
13	3	119頁 7行目	指針がある	指針 ⁶⁾ がある
14	3	119頁 13行目	復帰した場合には	(水圧が) 復帰した場合には
15	3	125頁 18行目	記載なし	16) (財) 水道技術研究センター発行「直結給水システム導入ガイドラインとその解説」p.39を加筆・修正(1997)、また
16	4	183頁 13、17行目	・・・水道用ポリエチレン二層管、水道給水用ポリエチレン管の・・・有効である。	・・・水道用ポリエチレン二層管、水道配水用ポリエチレン管、水道給水用ポリエチレン管等の・・・有効である。また、銅管等の金属管に対しても使用できる。
17	5	188頁 12行目	【参考】給水装置工事の適正な施工について(平成23年8月30日付の厚生労働省水道課事務連絡の抜粋) 東日本大震災では、給水管部分においても漏水が数多く発生しており、給水装置の復旧作業を進める中で改めて次のことが確認されております。 ① 都道府県を超えるような広域的な災害において、被災地の水道復旧の応援として給水装置の復旧工事を実施する配管工は、工法や材料に関する幅広い技能を有している必要があること。 ② 迅速かつ確実な復旧には、現場において配水管及び他の地下埋設物の状況を迅速に判断し、適切な作業を行う等の給水装置工事の実務的技術が必要となること。 また、誤分岐接合等の給水装置工事における不適切な工事の事例も依然として報告されていることから、平時においても給水装置工事の適切な施工を徹底する必要がある状況です。 水道事業者におかれましては、給水装置工事の適切な実施のため、配水管から分岐して給水管を設ける工事等を施行する場合において、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事又は監督させるよう指定給水装置工事事業者に対し助言及び指導の徹底をお願いいたします。また、その確認に当たっては適切に作業を行うことができる技能を有する者の判断を客観的に行うため、先に例示した資格等(1.工事施行に当たっての留意事項の解説に記載の①～④の資格等)を供給規程又は指定給水装置工事事業者に関する規程に明示する等の方策を推進いただきますようお願いいたします。	188頁12行目の【参考】を【参考1】に、その地下配記載の通り修正して187頁8行目に移設。これに伴い、187頁8行目の【参考】を【参考2】に変更する。 【参考1】給水装置工事の適正な施工について(平成23年8月30日付の厚生労働省水道課事務連絡の抜粋) 東日本大震災では、給水管部分においても漏水が数多く発生しており、給水装置の復旧作業を進める中で改めて次のことが確認されております。 ① 都道府県を越えるような広域的な災害において、被災地の水道復旧の応援として給水装置の復旧工事を実施する配管工は、工法や材料に関する幅広い技能を有している必要があること。 ② 迅速かつ確実な復旧には、現場において配水管及び他の地下埋設物の状況を迅速に判断し、適切な作業を行う等の給水装置工事の実務的技術が必要となること。 また、誤分岐接合等の給水装置工事における不適切な工事の事例も依然として報告されていることから、平時においても給水装置工事の適切な施工を徹底する必要がある状況です。 水道事業者におかれましては、給水装置工事の適正な実施のため、配水管から分岐して給水管を設ける工事等を施行する場合において、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事又は監督させるよう指定給水装置工事事業者に対し助言及び指導の徹底をお願いいたします。また、その確認に当たっては適切に作業を行うことができる技能を有する者の判断を客観的に行うため、先に例示した資格等(1.工事施行に当たっての留意事項の解説に記載の①～④の資格等)を供給規程又は指定給水装置工事事業者に関する規程に明示する等の方策を推進いただきますようお願いいたします。
18	5	193頁 3行目	穿孔棒又	穿孔機又は

目次へ戻る

No	編	掲載箇所	誤	正
19	5	225頁 24行目	記載無し	イ. メカニカルタイプ (S50 形) ① 受口溝及び挿し口外面の清掃を行う。 ② ロックリングが所定の位置にあることを確認する。 ③ 押輪およびゴム輪を清掃し、挿口に預け入れ、滑剤を塗布する。 ④ 管をクレーン等で吊った状態にして、所定の位置まで挿口を受口に人力で挿入する。この時、2本の管が2°以内になるようにする。 ⑤ ゴム輪を受口と挿口の間に差し込む。 ⑥ T頭ボルト・ナットを受口フランジおよび押輪のボルト穴にセットする。 ⑦ 押輪心出し工具のマグネット面を押輪に取り付け、管と同心円とする。 ⑧ 受口と押輪の間隔がほぼ全周にわたって均一になるように注意しながら、ナットを少しずつ締め付ける。締付けは押輪と受口が接触するまで行う。 ⑨ 締付け完了後、押輪心出し工具を取り外し、T頭ボルト・ナット取付け部2か所の押輪と受口端面に隙間がないことを、隙間ゲージで確認する。 
20	5	230頁 7行目に挿入	JIS6762:2019(水道用ポリエチレン二層管)と記載内容が異なる	なお、JIS6762:2019(水道用ポリエチレン二層管)記載の曲げ半径は今後修正される予定である。
21	5	234頁 15行目	9) 日本ポリエチレンパイプシステム協会「水道用ポリエチレン二層管技術資料」P.55 (2020) 10) 建築設備用ポリエチレンパイプシステム研究会提供資料を修正「建築設備用ポリエチレン管技術説明資料」P.70 (2020)	10) 日本ポリエチレンパイプシステム協会「水道用ポリエチレン二層管技術資料」P.55 (2020) 11) 建築設備用ポリエチレンパイプシステム研究会提供資料を修正「建築設備用ポリエチレン管技術説明資料」P.70 (2020)
22	7	267頁 28行目に挿入	記載無し	② 直結増圧式給水の場合、直結加圧形ポンプユニットの前又は後に減圧式逆流防止器等の逆流防止器を設置する。
23	7	268頁 図7-1-12		
24	7	279頁 18行目	P	D
25	8	308頁 2行目	・・・(建築一式工事の場合は6,000万円)以上となる下請契約を・・・	・・・(許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合は6,000万円)以上となる下請契約を・・・
26	8	312頁 36行目に挿入	記載無し	③ 1級建築士
27	8	315頁 表8-2-2	移動式クレーンの運転業務 ①0.5t以上1t未満移動式クレーン特別教育修了者	移動式クレーンの運転業務 ①1t未満移動式クレーン特別教育修了者
28	8	319頁 9行目	・・・防火壁、界壁、間仕切壁又は隔壁・・・	・・・防火壁もしくは防火床、界壁、間仕切壁又は隔壁・・・
29	8	319頁 11行目	ただし、準耐火構造の床や壁・・・	ただし、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床や壁・・・
30	8	324頁 5～8行目	イ 一般細菌、大腸菌、鉛及びその化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、塩化物イオン、蒸発残留物、有機物(過マンガン酸カリウム消費量)、pH値、味、臭気、色度、濁度は6カ月以内ごとに1回、定期に行う。 ロ シアン化物イオン及び塩化シアン、クロロ酢酸、・・・	イ 一般細菌、大腸菌、鉛及びその化合物、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、塩化物イオン、蒸発残留物、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度は6カ月以内ごとに1回、定期に行う。 ロ シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、・・・
31	資料編	372頁 18行目に挿入	記載無し	附 則 (令和元年6月14日法律第37号) 抄 (施行期日) 第1条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第40条、第59条、第61条、第75条(児童福祉法第34条の20の改正規定に限る。)、第85条、第102条、第107条(民間あそび場機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第26条の改正規定に限る。)、第111条、第143条、第149条、第152条、第154条(不動産の鑑定評価に関する法律第25条第6号の改正規定に限る。) 及び第168条並びに次条並びに附則第3条及び第6条の規定 公布の日(罰則に関する経過措置) 第3条 この法律の施行期日とした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

目次へ戻る

『給水装置工事技術指針2020』三刷に反映した修正事項一覧表 2023.4.1

番号	編	掲載場所	二刷 (2021年3月1日発行)	三刷 (2023年4月1日発行)
1		用語の定義 29行目	技術細目は <u>厚生労働省令</u> (以下「基準省令」という。) で定めることを規定している。	技術細目は <u>給水装置の構造及び材質の基準に関する省令</u> (以下「基準省令」という。) で規定している。
2	2	38頁 17行目	建設業法施行令 (・・・) <u>第27条の3</u> の表	建設業法施行令 (・・・) <u>第34条第1項</u> の表
3	3	81頁 8行目	逆流を防ぐ構造となつて <u>おり、損失水頭は極めて小さい。</u>	逆流を防ぐ構造となつて <u>いる。</u>
4	3	81頁 10行目	止水栓であり、 <u>損失水頭は極めて小さい</u> (図3-3-9(b) 参照)。	止水栓である <u>る</u> (図3-3-9(b) 参照)。
5	3	82頁 2行目	止水栓であり、 <u>損失水頭は極めて小さい</u> (図3-3-9(c) 参照)。	止水栓である <u>る</u> (図3-3-9(c) 参照)。
6	3	110頁 3行目	(ふる部は <u>211W</u> 以下、・・・)	(ふる部は <u>21kW</u> 以下、・・・)
7	4	161頁 29～30行目	変更工事を行う場合は、 <u>極力、当該給水管の布設替えを考慮する</u> 必要がある。	変更工事を行う場合は、 <u>使用者への当該給水管の早期布設替えの周知を図る</u> 必要がある。
8	4	166頁	 <p>(b) 湿潤状態の差による 図4-3-2 (f) 通気差による浸食</p>	 <p>(b) 湿潤状態の差による 図4-3-2 (f) 通気差による浸食</p>
9	4	175頁	図4-3-11 (2) バキュームブレーカの設置位置② (注) 取付基準線が明確なバキュームブレーカは取付基準線から <u>便器</u> の越流面・・・以上確保する。	図4-3-11 (2) バキュームブレーカの設置位置② (注) 取付基準線が明確なバキュームブレーカは取付基準線から <u>水受け容器</u> の越流面・・・以上確保する。
10	5	201頁 38行目	・・・その頂部と路面との距離は0.5mm以下としないこと。・・・	・・・その頂部と路面との距離は0.5m以下としないこと。・・・
11	5	202頁 10行目	水道配水用ポリエチレン管 (JWWAK144) 注5) <u>(引張り降伏強度204kgf/cm² (注6) 以上) 200mm以下で外径/厚さ=11のもの</u>	水道配水用ポリエチレン管 (JWWAK144) 注5) <u>(PE100、外径/厚さ=11以下) 300mm以下のもの</u>
12	5	202頁 11行目	追加	<u>水道給水用ポリエチレン管 (PWA005) 注6) (PE100、外径/厚さ=11以下) 300mm以下のもの。</u>
13	5	202頁 (注6)	(注6) <u>単位は通達のまま表示した (204kgf/cm²≒20MPa)</u>	(注6) <u>給水用ポリエチレン管は、本線として使用する場合はみ使用可能である。</u>
14	5	216頁 17行目	JWWA K 137:2017 (水道用ねじ切り油剤)	JWWA K 137:2017 (水道用 <u>ライニング鋼管用</u> ねじ切り油剤)
15	5	220頁	図5-1-24 TS継手の接合例 「 <u>ゼロポイント</u> 長さ」	図5-1-24 TS継手の接合例 「 <u>挿入</u> 長さ」
16	5	223頁 36～40行目	メカニカル <u>式</u> 継手	メカニカル継手
17	5	224頁 23、24行目	⑦押輪を・・・セットする。この場合、 <u>押輪端面に鑄出されている呼び径及び年号の表示を管と同様に上側にくるように</u> する。	⑦押輪を・・・セットする。この場合、 <u>押輪の下にくさびを入れて押輪を持ち上げ、管と同心円と</u> する。
18	5	224頁 30行目	製造者の <u>指導</u> 要領に基づいて行う。	製造者の <u>施工</u> 要領に基づいて行う。
19	5	224頁 33～34行目	②ゴム輪の・・・、ゴム輪の受口内面の <u>突起部に完全にはまり込むよう正確に行う。</u>	②ゴム輪の・・・、ゴム輪の受口内面の <u>所定の位置におさめる。</u>
20	5	225頁 2行目	⑤管挿入後、・・・入っているか、 <u>ゴム輪が正常な状態か</u> を確認する。	⑤管挿入後、・・・入っているか、 <u>受口と挿し口のすき間に薄板ゲージを挿し込み、全円周にわたりゴム輪が正しい位置にあること</u> を確認する。
21	5	225頁 4行目	⑥T形継手用・・・、各製造者の <u>指導</u> 要領に基づいて行う。	⑥T形継手用・・・、各製造者の <u>施工</u> 要領に基づいて行う。

目次へ戻る

『給水装置工事技術指針2020』三刷に反映した修正事項一覧表 2023.4.1

22	5	225頁 8行目	適応することができる。	適応することができる。 <u>離脱防止継手である。</u>
23	5	226頁 10行目	③滑剤は、 <u>継手用滑剤に適合するもの</u> を使用し、グリス等の・・・使用しない。	③滑剤は、 <u>必ずダクタイトル鉄管継手用滑剤を使用し、塩化ビニル管用滑剤やグリス等の・・・使用しない。</u>
24	8	326頁 12行目	<u>この他</u> 、日本産業規格・・・	<u>上記以外に、基準省令と同等以上の基準に適合している</u> 日本産業規格・・・
25	資料	目次	※ 法令等は <u>令和2年12月末</u> 時点のもの・・・	※ 法令等は <u>令和5年1月1日</u> 時点のもの・・・
26	資料	401頁 36行目	第31条 建設業法施行令・・・ <u>第27条の3</u>	第31条 建設業法施行令・・・ <u>第34条第1項</u>
27	資料	460頁	追加	<u>令和4年6月7日 事務連絡 共有私道ガイドラインの改定について</u>
28	資料	466頁	最終改正： <u>令和1年6月14日法律第37号</u>	最終改正： <u>令和4年6月17日法律第68号</u>
29	資料	484頁	最終改正： <u>令和2年6月19日政令第192号</u>	最終改正： <u>令和4年11月18日政令第353号</u>
30	資料	484頁 14～15行目	第2条・・・定める金額は、 <u>4,000</u> 万円 ・・・においては、 <u>6,000</u> 万円とする	第2条・・・定める金額は、 <u>4,500</u> 万円 ・・・においては、 <u>7,000</u> 万円とする
31	資料	485頁 1～3行目	(法第24条の7第1項の金額) 第7条の4・・・定める金額は、 <u>4,000</u> 万円 ・・・においては、 <u>6,000</u> 万円とする。	(法第24条の8第1項の金額) 第7条の4・・・定める金額は、 <u>4,500</u> 万円 ・・・においては、 <u>7,000</u> 万円とする。
32	資料	485頁 18～19行目	第27条・・・請負代金の額が <u>3,500</u> 万円（・・・あつては、 <u>7,000</u> 万円）	第27条・・・請負代金の額が <u>4,000</u> 万円（・・・あつては、 <u>8,000</u> 万円）
33	資料	496頁	最終改正： <u>令和元年6月14日法律第37号</u>	最終改正： <u>令和4年6月17日法律第68号</u>
34	資料	504頁	最終改正： <u>令和2年12月2日政令第340号</u>	最終改正： <u>令和5年1月18日政令第8号</u>
35	資料	508頁	最終改正： <u>令和2年6月10日法律第43号</u>	最終改正： <u>令和4年6月17日法律第69号</u>
36	資料	509頁	最終改正： <u>令和2年9月4日政令第268号</u>	最終改正： <u>令和4年12月14日政令第381号</u>
37	資料	514頁	最終改正： <u>令和2年6月12日法律第49号</u>	最終改正： <u>令和4年6月17日法律第68号</u>
38	資料	519頁	最終改正： <u>令和2年11月20日政令第329号</u>	最終改正： <u>令和4年2月2日政令第37号</u>
39	資料	524頁	最終改正： <u>平成29年6月2日法律第45号</u>	最終改正： <u>令和4年6月17日法律第68号</u>

目次へ戻る

給水装置工事技術指針2020 四刷に反映した修正事項一覧表 2024.1.1

番号	編	掲載場所	三刷製本版	四刷製本版
1		総目次	※法令等は令和2年12月末時点のものを・・・	※法令等は令和5年6月末時点のものを・・・
2		目次	3.5.7 副弁付定水位弁の故障と対策	3.5.7 副弁を併用する定水位弁の故障と対策
3		目次	5.1.4 給水管の埋設深さ及び占用位置	5.1.5 水道管の埋設深さ及び占用位置
4	2	30頁上から17行目	事業を営もうとするものは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。	事業を営もうとするものは、厚生労働大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない（P31、「3.水道事業・水道用
5	3	62頁下から3行目	この規格は、浸出性能の確認が選択項目であるため、基準省令に基づく・・・	この規格の継手は、飲用に用いる場合、基準省令に基づく・・・
6	3	143頁上から3、4行目	3.5.7 副弁付定水位弁の故障と対策 副弁付定水位弁の故障と対策は、	3.5.8 副弁を併用する定水位弁の故障と対策 副弁を併用する定水位弁の故障と対策は、
7	4	165頁上から2行目	地中に埋設した鋼管が・・・	地中に埋設した 侵食対策を施していない金属管 が・・・
8	4	165頁上から6行目	土壌とにまたがって金属管が配管されて・・・	土壌とにまたがって 侵食対策を施していない金属管 が配管されて・・・
9	4	166頁	図4-3-2 (e) 内記載の埋設管 図4-3-2 (f) 内記載の埋設管	図4-3-2 (e) 内記載の 金属管 図4-3-2 (f) 内記載の 金属管
10	5	201頁上から1行目	5.1.4 給水管の埋設深さ及び占用位置	5.1.5 水道管の埋設深さ及び占用位置
11	5	202頁上から19行目	(注6) 給水用ポリエチレン管は、本線として使用する場合に みに使用可能である。	(注6) 水道給水用ポリエチレン管 (PFA005) は、本線として使用する場合に 適用される。
12	5	204頁上から4行目	・・・オレンジ色とされており、・・・	・・・オレンジ色とされており、 注 ・・・
13	5	204頁上から8行目		(注) 「地下に埋設する電線等の表示に用いるビニールテープ等の地色について」建設省道路局通達（昭和46年建設省道政第59号・同第69号）を追加
14	7	272頁表7-2-6 2行目	表7-2-6 (1) 給水用具給水負荷単位① 器具名 水栓 公衆用 大便器 洗浄弁 10 大便器 洗浄タンク 5 小便器 洗浄弁 5	表7-2-6 (1) 給水用具給水負荷単位① 器具名 水栓 公衆用 大便器 洗浄弁 10 大便器 洗浄弁 節水Ⅰ型 8 大便器 洗浄弁 節水Ⅱ型 6 大便器 洗浄タンク 5 大便器 洗浄タンク 節水Ⅰ型 4 大便器 洗浄タンク 節水Ⅰ型 3 小便器 洗浄弁 5 小便器 洗浄弁 節水型 3 表内に追加
15	8	296頁上から1行目	(社) 空気調和・衛生工学会「 空気調和・衛生工学便覧第14版 」第4編、P116 表5-27 器具給水負荷単位 (2010)	(社) 空気調和・衛生工学会「 SHASE-S 206-2019 給排水衛生設備規準・同解説 」
16	8	314頁上から2、3行目	「労働安全衛生法」・・・、最終改正：令和元年6月14日 は、・・・最終改正：令和2年3月31日と相まって、・・・	「労働安全衛生法」・・・、最終改正令和4年6月17日 は、・・・最終改正令和5年4月1日と相まって、・・・
17	8	314頁下から6、7行目	「労働安全衛生法施行令」・・・、最終改正：令和2年12月2日 又は・・・最終改正：令和2年12月15日で定める、・・・	「労働安全衛生法施行令」・・・、最終改正：令和5年4月1日 又は・・・最終改正：令和5年4月1日で定める、・・・
18	8	316頁上から5行目	・・・最終改正：平成30年6月19日に基づき・・・	最終改正：令和4年4月15日に基づき・・・
19	8	321頁上から2、15行目	・・・最終改正：令和2年9月4日）・・・ ・・・最終改正：平成30年5月30日）・・・	・・・最終改正：令和5年5月26日）・・・ ・・・最終改正：令和4年6月17日）・・・
20	8	321頁下から2、4行目	・・・最終改正：令和元年6月26日）・・・ ・・・最終改正：令和元年6月7日）・・・	・・・最終改正：令和5年4月1日）・・・ ・・・最終改正：令和5年6月16日）・・・
21	資料編	資料編目次下から2行目	※法令等は令和5年1月1日時点のものを・・・	※法令等は令和5年6月末時点のものを・・・
22	資料編	341頁	最終改正：令和4年6月17日法律第68号	最終改正：令和5年5月26日法律第36号
23	資料編	415頁	最終改正：令和2年3月25日厚生労働省令第38号を 一部読み替え	最終改正：令和2年4月1日厚生労働省令第38号を 一部読み替え

目次へ戻る

給水装置工事技術指針2020 四刷に反映した修正事項一覧表 2024.1.1

24	資料編	422頁	最終改正：令和2年3月25日厚生労働省告示第95号	最終改正：令和5年3月24日厚生労働省告示第85号
25	資料編	424頁 上から 17行目	電流法又は吸光光度法	電流法、吸光光度法又は携帯型残留塩素計測定法
26	資料編	428頁 上から 1行目	高速液体クロマトグラフ法（注2）	高速液体クロマトグラフ法又は液体クロマトグラフー質量分析法（注2）
27	資料編	435頁 下から 1行目		改正文（令和5年3月24日厚生労働省告示第85号）抄 令和5年4月1日から適用する。最終行に追加
28	資料編	460頁		水道の給水管に直結する非常用貯水槽の取扱いについて https://www.kyuukou.or.jp/materials/file/file-r05.07.11.pdf
29	資料編	460頁		ガソリンスタンドからのガソリン漏洩に伴うベンゼンの水質基準超過について https://www.kyuukou.or.jp/materials/file/file-r05.06.15.pdf
30	資料編	460頁	共有私道ガイドラインの改定について https://www.moj.go.jp/content/001374239.pdf	共有私道ガイドラインの改訂について https://www.kyuukou.or.jp/materials/file/file-r04.06.07.pdf
31	資料編	484頁	最終改正：令和4年11月18日政令第353号	最終改正：令和5年5月26日政令第393号
32	資料編	484頁 下から 9行目	法第20条第3項に規定する・・・	法第20条第4項に規定する・・・
33	資料編	486頁 上から 8行目	第42条 法第27条の23・・・	第45条 法第27条の23・・・
34	資料編	504頁	最終改正：令和5年1月18日政令第8号	最終改正：令和5年4月1日政令第51号
35	資料編	508頁	最終改正：令和4年6月17日法律第69号	最終改正：令和5年6月16日法律第63号
36	資料編	509頁	最終改正：令和4年12月14日政令第381号	最終改正：令和5年5月26日政令第393号
37	資料編	519頁	最終改正：令和4年2月2日政令第37号	最終改正：令和5年4月1日政令第378号
38	資料編	526頁	最終改正：令和元年12月13日政令第183号	最終改正：令和4年4月1日政令第167号

目次へ戻る